

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>(中略)</p> <p>6-3 トレーニング費用に関する特記事項</p> <p>(1) トレーニング費用の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) <u>登録チームを運営する主体が本条第1項に該当しないためトレーニング費用の請求権を持たない場合、又は、登録チームがトレーニング費用の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>12. 改正</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>(中略)</p> <p>6-3 トレーニング費用に関する特記事項</p> <p>(1) トレーニング費用の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営されるチームに限るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 登録チームがトレーニング費用の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。</p> <p><u>(7) 登録チームを運営する主体が本条第1項に定める団体に該当しないためトレーニング費用の請求権を持たない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。ただし、登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング費用金額相当の物品を当該登録チームに提供することができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>12. 改正</p> <p><u>2020年1月16日</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p> <p>法人格を持たない団体については、相当額の物品による支給を可能とする</p>